

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第四十八条関係）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十四条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者</p>